

5月12日(月)
申請受付開始

創業に関する補助金のご案内

問 商業課 (☎内線4265)

創業支援補助金

市内で新しく事業を始める方を支援します！

〈補助対象経費〉

工事費、設備費、広告宣伝費など

〈補助金額〉

対象経費の1/2 上限20万円

市外から転入される方 上限30万円

※日本標準産業分類の大分類A、B、Cに定める業種は対象外

中心市街地出店促進補助金

中心市街地内に店舗を出す方を支援します！

〈補助対象業種〉

小売業、宿泊業、飲食サービス業

〈補助対象経費〉

工事費、設備費、広告宣伝費など

〈補助金額〉

対象経費の1/2 上限100万円



補助金の申請には、中津川商工会議所または中津川北商工会での経営計画の作成が必要です。
詳しくは二次元コードからご確認ください。



戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります

問 市民保険課 (☎内線103)

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月9日に公布されました。これにより、これまで氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、令和7年5月26日の施行後、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載されることになりました。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



なぜ、フリガナが記載されるの？

今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。戸籍に氏名のフリガナが記載されることで、

- ・行政のデジタル化基盤整備の促進
- ・本人確認情報としての利用
- ・法の網をくぐる行為の防止

などの効果が期待されます。

記載されるまでの流れ

記載する予定のフリガナの通知

中津川市に本籍のある方には、記載予定のフリガナを、原則として筆頭者宛てに通知します。

※住民票に便宜上登録されている情報などを参考にしています。

※7月以降に通知を送付する予定です。

通知されたフリガナ

ある に誤りが ない

令和8年5月25日までに、正しいフリガナの届出が必要

届出が受理されると、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。

届出は不要。通知のとおりフリガナが記載されます。

令和8年5月26日以降、通知したフリガナを戸籍に記載します。

なお、施行後、出生届や帰化届などで初めて戸籍に記載される場合は、届出と同時にフリガナが記載されることになります。